

名古屋税理士界

発行所／名古屋税理士会

発行責任者／副会長 橋本博孔

名古屋市千種区覚王山通8-14

編集責任者／広報部長 高橋隆美

税理士会ビル4階 電話(052)752-7711(代表)

印 刷 所／共生印刷株式会社

2007.1 No.593

平成19年1月10日発行

ホームページアドレス <http://www.meizei.or.jp/>

謹 賀 新 年



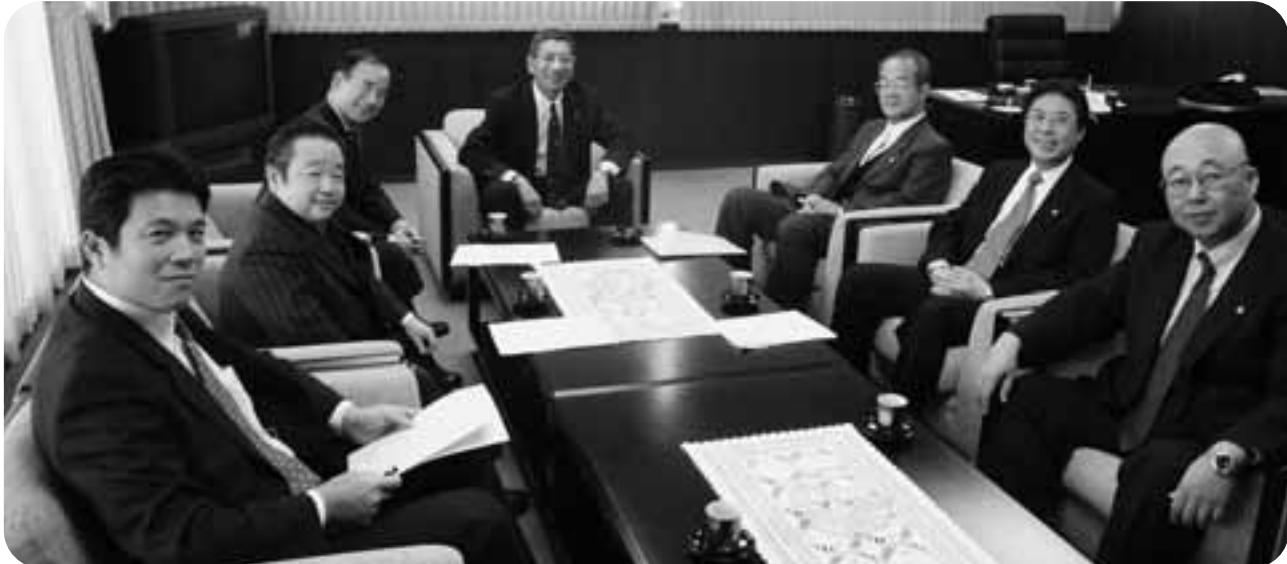
《煌めき》※写真説明は36頁

撮影・川口士郎会員（熱田支部）

目 次

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| ・[年頭所感].....(2) | ・[電子申告特集].....(24) |
| ・[年頭のごあいさつ].....(3) | ・[全国初「電子申告推進の街」を宣言].....(26) |
| 名古屋国税局長/名古屋国税不服審判所長 | ・[特集]税を考える週間.....(27) |
| ・[ブリズム].....(5) | ・[特集]「租税教育」現場リポート.....(28) |
| ・[会務報告].....(3) | ・[会員異動].....(32) |
| 理事会/常務理事会/正副会長会/支部長会 | ・[同好会だより].....(34) |
| ・[日税連会務報告].....(13) | ・[掲示板].....(34) |
| ・「税理士のにせ者排除強化月間」の実施について(16) | ・[認定研修のお知らせ].....(36) |
| ・[新春電子申告座談会].....(18) | ・名古屋税理士協同組合報.....(38) |

新春 電子申告座談会



出席者

電子申告の普及・推進に関する プロジェクトチーム座長	
副会長	田邊 雅範
専務理事	和田 義弘
電子化対応特別委員長	朝比奈銳一
ユーザー会総務部長	井上 新
広報担当副会長	橋本 博孔
広報部長	高橋 隆美
司会	
広報部副部長	杉浦 康晴
取材	
広報部副部長	大村 圭二



(司会)

明けましておめでとうございます。
広報部の特別企画、新春電子申告座談会をただいまより始めさせていただきます。

最初に広報部担当の橋本博孔副会長よりごあいさつをお願いします。



(橋本)

本日は名古屋税理士会電子申告の普及・推進に関するプロジェクトチームのメンバーにお集まりいただき、いよいよ本格化する電子申告・納税制度の進展状況等について率直な意見交換を行っていただきたいと思います。

(司会)

続きまして、高橋隆美広報部長からも一言お願いいたします。



(高橋)

私も広報の立場からプロジェクトチームの一員として、皆様方の協議内容等を含めて、電子申告・納税システムの普及推進策を会報を通じて会員諸先生方に広報してまいりました。

電子申告への取り組み

(司会)

ありがとうございました。
それでは最初に、皆さんのお申告への取り組みについて、お聞かせください。



(田邊)

私自身の申告はe-Taxソフトを使って平成15年分よりこれまで3年分をやってきました。顧問先については、事務所での使用ソフトの関係もあり、昨年の後半から少しづつ始めたといったところです。今年から電子申告を取り巻く環境が良くなってきたので、順次所得税・消費税・法人税とも電子申告に切り替えていくつもりです。またそのための従業員教育も、税理士会の研修に参加させるなどしてやっています。eLTAXも現在は利用しにくい状態です。



(和田)

平成16年1月16日、日税連が電子申告の認証局の許可を取得しました。その後、日税連認証局に「電子証明書発行申請書兼利用同意書」を提出し、同時に税務署へ電子申告開始届出書を提出しました。

また、インターネットが使えるようにパソコンを準備し、ICカード・リーダライタ等環境の整備をしましたが、電子申告用のソフトウェアの準備まではしませんでした。

医療費の領収書や保険の控除証明書などの添付書類は税務署に持参するか、郵送する必要があるなど、まだまだ利便性に問題があります。また、データを何者かに書き換えられるのではないかという安全性への不安感が根強い等の理由から、今まで電子申告の利用ができずにいます。



(朝比奈)

4月25日の正副会長会において、各支部に会計ソフトベンダー別の「電子申告推進委員」を若干名ご推薦していただくこととし、7月10日に各支部の電子申告推進委員の代表者にお集まりいただき「電子申告推進協議会」を開催しました。現在、各支部において、電子申告推進委員の方を中心に実際に機械を使った各会計ソフトメーカー別の研修会を順次開催していただいております。

5月8日の常務理事会において、「電子申告の普及・推進に関するプロジェクトチーム」の設置が承認され、田邊電子化対応特別委員会担当副会長を座長に、本会の各部・各委員会の中か

ら電子申告の普及・推進に関連すると思われる部長・委員長に委員となってもらい、あらゆる側面から電子申告の普及・推進の方策を検討・実施しています。

現在までに、6月2日に第1回、8月1日に第2回、11月20日に第3回の会議を開催しました。

11月2日に開催された新入会員に対する登録時研修会において、電子申告の研修を実施しました。

(高橋)

6月2日の第1回目の会議に参加した折に、会報に毎月「電子申告」に関する記事を特集の形で掲載したい旨を広報部として提案しました。これは研修を実施していただくことは必要不可欠ですが、会場の問題と参加人数の問題がどうしてもつきまといます。例えば全国統一研修や名古屋税理士会研修でも会場が広いですが会員100%の出席は達成されておりません。しかし会報であれば全会員の手元に届きますし、資料として必要なところを後から搜すことも可能です。ですから「電子申告」について、技術的な問題、制度的な問題などを全会員がほぼ同じ認識をもつ手段としては会報が最適だと思い提案しました。また一度限りの記事では注目を引くことが難しいので、特集の形で6月号から掲載を始めております。記事は電子化対応特別委員の方々に執筆をいただいております。



(井上)

平成16年2月2日電子申告受付初日の9時36分に国税庁のサーバーに送信して以来、可能な限り電子申告をするように心がけてきました。延べ、約250回送信したことになります。そのうちのほとんどはベンダーのソフトで、大切な関与先の電子申告はベンダーソフトを使用しております。電子申告の講師をするためや、実験のためには国税庁のe-Taxソフトを使っています。私と私の会社および親族関係の申告は、e-Tax画面をパワーポイントに落とし込み記録して、説明用にしています。

全関与先には、常に電子申告の意義や私の活動の案内を出し、メリット・デメリットをきちんと説明しています。セキュリティもルールどおり厳格に守って行うように心がけていますので、電子申告に積極的になれない職員も半分い

ますし、関与先もＩＴに強い先まで含めて様子見のところもあります。したがって、私の話を受け入れてくださる相手先だけに限定して行っています。しかし、今年からは税理士業界の危機的立場を考え、そもそも言つていられないで100%目指してがんばる所存です。



利便性向上に対する効果

(司会)

さて、電子申告・納税の現況はまだまだ遅々としたものですが、国税庁が検討している利便性向上に対する方策はどんなものでしょうか。

(田邊)

国のオンライン化方針の強化に伴う利便性の向上には努力のあとが見られ、税理士にとって使いやすくなっていますが、納税者側にはメリットが無いと思います。むしろ急激な電子化にはアレルギー反応のようなものがあり、我々が説明しても理解していただけないのが現状です。行政側はさらに環境（電子認証付与も含め）を整備して電子化とオンライン送信を当たり前の世界にする努力と共に、税の面での納税者優遇を考えないと本格的には普及しないのではないかでしょうか。

(和田)

まず現在の電子申告では、税理士が申告を代理する場合でも税理士の電子証明書の他に納税者の電子証明書が必要です。

これが、本年1月から税理士が電子申告で関与先の申告をする場合に、納税者の電子証明書は不要になる予定です。

次に、添付書類についても改善されるようです。税理士が原本を確認したことを前提としてスキャナで電子化して送付する方法が考えられており、原本については本人が保管する方法又は税理士が保管する方法等が検討されているよ

うです。

その他、給与の所得税徴収高計算書について、初回に一度だけ電子署名すれば以後はＩＤパスワードのみで送信可能となる、税理士関与の場合、顧問先は電子証明書の取得が不要になるので、その費用負担がなくなると聞いています。

これらが実現すれば電子申告にまつわるトラブルの大半から解放されることになります。

(井上)

この効果は大きいと思います。平成22年の50%目標への大きな弾みになるものと信じています。国税庁にあらゆる機会を通じて改善要望を出させていただきました。総務省の電子政府推進員として行政関係のルートも使って意見具申してまいりました。日本税理士会連合会や一部の特定団体も、結局同じような要望事項を出し続けてきました。現場の意見ですから皆同じになることは当然ですが、国税庁はそのほとんどを何らかの形で取り入れてくださったことになります。

今まで、最大の障害であった、納税者の電子署名が要らなくなります。納税者が、ＩＤとパスワードを取得し、ＩＤを税理士に教えてくれれば、後は税理士署名だけで送信が可能になります。さらに、添付書類については税理士事務所での書類保管を条件として、第三者証明のものに至るまで不要となります。大きな二つのハードルがなくなるわけですから、「手続きが手間なので」という理由はもう言えません。

しかし、だからこそ怖い。ここまで、国税庁が譲歩をして、代理送信権が税理士だけに与えられていて、目標を達成できなかったら、税理士は電子申告推進のための阻害要因＝抵抗勢力ということになります。規制緩和の流れも手伝って、電子の世界から、税理士の税務代理の送信という無償独占権が外されることは明らかです。だから、来年1月以降のシステムを理解して真剣に取り組まなければ、税理士の立場は危うくなります。崖っぷちだと感じています。

(高橋)

いまの井上先生の発言の「怖い」には意味が若干違いますが、同感です。

手続きが簡素になるのは非常に実務的には有り難いのですが、税理士とその関与先との信頼関係が大きく問われると思います。納税者の電

子署名が無い場合、その申告による所得額について十分に納税者に説明し納得していただかないと、税理士の行為を担保するものが少ないので、怖いと思います。この点については電子申告の利用率向上だけに囚われず十分な議論が必要となってくると思います。日税連をはじめ我が会でも検討されているところですから、会報を通じて井上先生のおっしゃった点を始め制度的な問題を掲載していければと考えています。

数値目標について

(司会)

国税庁も思いきった利便性向上策を検討して早期にかなり高めの目標数値を掲げております。

この数値目標について、どんな感想をお持ちでしょうか。

(田邊)

本来こういうものに数値目標はそぐわないと思われますが、会員へのある意味での刺激として税理士会では数値目標を設定しました。平成22年に我々税理士自身の申告を50%以上電子申告にするというものです。また、設定した以上、今後はアンケートなどを通じ、毎年達成度合いを調査していくかなければと思っています。しかし本来は、こういった新しい制度を作るときは、徹底的にインフラの現状分析を行い、利用しやすい方法を作り、新しい制度を利用したほうが便利だとして提供し、利用者は利便性に納得して利用率をあげていくべきものと考えます。そうすれば税額控除は議論にもなりません。日本では電子申告に限らず、オンライン化への電子化の環境整備が遅れていることを痛感しております。

(橋本)

日税連並びに名古屋税理士会でも、会員自身的利用率を50%とする、高い目標を掲げております。全国7万人弱の会員のうち補助税理士や税理士法人の社員税理士、更にはインターネット環境に対応していない事務所等を分母の数字から除外すれば、達成不可能な数値ではないような気がいたします。

(和田)

本年1月から「税理士のみの電子署名」で電子申告できることが確実となり、納税者に住基カード等の電子証明書を取得していただく必要がなくなります。

現在、名古屋国税局管内でe-Taxを使った昨年度の申告は法人税約4,400件、所得税約6,500件、それぞれ利用率は1.4%、0.2%にとどまっています。

利用率が伸びない理由としては、納税者が電子上の印鑑にあたる電子証明書が入った住民基本台帳カードを取得しなければならないことがあります。その上このカードをパソコンに読み込む機械の費用が必要となります。

社会全体にITや住基カードを使ったサービスが広がれば利用が伸びると思われますが、現状では利用率50%の目標を達成するのは厳しいのが現状です。

(朝比奈)

電子申告の利便性が著しく向上すれば達成可能かもしれません、現状ではかなり難しく思います。特に、電子申告は、毎年毎年徐々に利用者が増加していくというより、ある日突然、従来の紙での申告より電子申告の方が便利だと人々が認識した時に急激に増えるような気がします。

(井上)

国税庁は今回のアクションプランで、日税連の意見をほとんど受け入れていく代わりに、数値目標の設置をしてきてています。それに対応して日税連は、平成22年までに税理士の50%が関与先も含めて電子申告できるようにする、レベル1~5という努力目標を作成しました。

日税連の関係各位のご苦労は頭が下がるところではありますが、そもそも国の施策に対して、民間が数値目標を立てることに対しては疑問が残っています。数値目標は国の内部のものであって、民間に求めるものではない。結果として国が把握していくものと考えております。

さらに、日税連の自主的な数値目標といいますか、努力目標はその設定が甘いのではないでしょうか。税理士のほとんどが電子申告をやつ



て、実際に法人だけでも平成22年50%の実質目標をクリアするレベルを努力目標とすべきだと考えます。IT国家を目指す以上、平成22年の50%自体が世界標準からすれば高くないはずですから。

利用率50%の可能性について

(司会)

電子申告の利用率を50%の水準にもっていくためには、相当な苦労が伴うと思いますが、いかがでしょうか。

(田邊)

現在の省庁などの動きをみると、とりあえずは達成するかもしれません。50%を達成しさらに向上させるためには、オンライン化を取り巻く環境整備と利便性の向上にかかっています。電子認証そのものはとてもいい道具なので、さらに進化し、民間の電子商取引にも活用されるようになれば、当たり前の世界になると思います。また、電子認証を担保する第三者による検証機関の充実も今後の課題でしょう。

(和田)

諸外国の成功事例を取り入れていく必要がありますね。

韓国は97%、イタリアは100%、オーストラリアは80%超、アメリカは50%程等の事例を研究し、そのシステム・ノウハウを取り入れていくことが必要と思われます。

加えて税理士及び納税者の立場に立ったシステムの改善と粘り強いPRが是非とも必要です。

(朝比奈)

何よりも利便性の向上が必要と考えます。紙での申告より便利であること、そして、紙の申告より分かり易いことが必要と考えます。一般の人にとって申告は年に1度のことですから、前の申告のことは覚えていません。分かり易さが最重要だと思います。便利で分かり易いものに生まれ変われば、50%はおろか80%にも90%だってありえると思います。

(井上)

仮に、今回のアクションプランが全て実行されても、達成は難しいと思います。現在、1%に満たない利用率が、あと4年で50%というのは現状の制度の中では不可能です。

実現のための方法はいくつか考えられます。

まずは、インセンティブの付与。国税庁が主張する還付期間を短くすることや税務署に行かなくてもいい程度の話ではありませんが影響はないと思われます。ズバリ、税額控除制度の導入。しかも、小さなものではなく、10万円程度を控除すべきと主張してきました。10万円の根拠はPCの購入と電子証明書の取得、ネットバンクの接続料等です。支出程度の税額控除がなければ納税者は喜んでやらないからというお話です。この件については、平成19年税制改正で若干の税額控除が検討されていると聞いています。若干では大きな効果は期待できないと思いますが、ないよりはましかなという感想です。

さらに、もっと確実に実現するための方法はあります。実に簡単な方法です。

昨年11月、名古屋税理士会が友好協定を結んでいるミュンヘン税理士会を訪問させていただいた時に、電子申告先進国ドイツから多くのことを学ばせていただきました。ドイツも平成10年から電子申告制度を導入していましたが、数年間利用率が伸びず苦慮していました。それを、平成17年の1月よりの制度改革で、特定の税目において100%に近い利用率にしていました。それは、受付を「電子を原則、紙は補助」という取り決めをしたからであります。イタリア・デンマークもこの方法で100%を達成しています。日本でも弁理士会は数年前から電子を原則にして、紙による提出は手数料を取るようにして100%近くにしています。日本では消費税とかの税目を特定して、順次導入することで目標の達成が可能になると感じています。

ドイツの制度で参考になるお話としては、インセンティブとして税額控除はありませんが、日本の年賀葉書のように抽選により安価な景品が当たる制度を導入しています。これも面白いインセンティブの付与です。ゲーム性を持った制度は今の時代に合うものと思います。

(橋本)

ただいまの井上先生のお話に大変共鳴するところがあります。少し話題がそれますが、興味深い話があります。カナダだったかと思いますが、日本の年末調整制度に大変興味をもって検討した折に、「ところで、年末調整事務に対するインセンティブはどうなっているか」と行政当局に問合せたところ、何もないことがわかり、

その時点で検討が中止になったと聞いています。

これが世界の常識なんでしょうね。税理士・納税者が強く関心を示すインセンティブをもつと積極的に打ち出す必要性を痛感しております。

電子申告の理想的スタイルは

(司会)

それでは、近い将来の電子申告の姿は、どんな形になっているか。期待を含めてご発言をお願いいたします。

(田邊)

今年1月から始まった税理士による代理送信は、利用率を上げるための施策として評価は出来ますが、もともとの納税者と税理士、そして税務行政との関係があいまいなまま進められていませんでしょうか。税理士が納税者の税務代理権限を強化し明確化すれば、今問題となっていることも解決できるように思います。また、税務行政側もパブリックサーバントとしての立場をはっきりさせれば、当然のように使いやすいシステムを提供できるのではないかでしょうか。現在は電子化の過渡期でありやむをえない部分も多々あると思いますが、平成22年には、オンライン化をめぐる環境も整備され、オンライン送信が当たり前の時代になることを期待するし、我々も努力していきたいです。



(井上)

技術的、手続的な面からいえば、税理士業務の中で、通常業務の流れからシームレスに作業ができて、余分な手間暇がかからずにむしろ事務所の効率化ができる電子申告制度であって欲しいと思います。

税理士としては、税理士会員が全員参加することで、税務申告における独占業務を代理送信においても税理士のみに許される制度として維持することです。したがって、税理士が利用し

やすい制度を目指していただきたく、その点ではこの1月からの国税庁のアクションプランの実践は大きな期待がもてます。

さらに大きな視野で考えて、電子政府構想の一環として、私が電子申告に熱を入れているのは「小さな政府」づくりが可能になると信じているからです。これは国民・納税者が協力することで実現できる行政改革です。世界の流れが電子政府化しているのに、国策としてIT立国を目指す日本の電子申告利用率が低迷しているようでは、世界からの笑いものになることは明らかです。電子申告はその電子政府構想の大きな柱である以上、税理士に課せられた使命は大変大きなものであると感じています。このところを全会員が理解して電子申告に積極的に取り組んでくださることを期待するものであります。

(高橋)

我々税理士の仕事を振り返ってみると、紙、ペンそして算盤から電卓とボールペンになりさらには数字を扱うのが得意なコンピューターを単独で使うようになり、またすぐに個々のコンピューターをネットワークで繋げ事務所の内で使ってきました。今度は作成の後の提出に変化が来たんでしょうね。徒歩、自転車から自動車へそして通信へ。このような時代の流れは止めようがないでしょう。勿論いまでも電卓も使いますしペンも使うので、添付資料の提出は最後まで残る気がします。

(橋本)

電子申告・納税を税理士業務の基本的スタイルにするまでには、システムの改善とともに税理士自身の発想の転換が必要となります。しばらくは悪戦苦闘するかとは思いますが、その壁を空破すれば、普及率も一気に高まり、電子申告があたり前となることになる時代も意外と早く実現するかもしれませんね。

(司会)

本日は貴重なご意見をお聞きすることができました。

誠にありがとうございました。

(なお、この対談は平成18年11月17日に行われました。)